

市民の森の決まりは？

利用期間

4月1日～11月14日（11月15日～2月15日は狩猟期間ですので、ご注意ください。）

利用ルール

- 🍎 事故、盗難、ケガなどは利用者の責任となりますので、安全に十分注意し、利用してください。
- 🍎 車輜は、駐車場～広場まで約 1.3 キロメートルの道以外は、乗り入れないでください。
- 🍎 木を切ることや持ち出すこと、木などを植えることはしないでください。
- 🍎 山菜、きのこ以外の植物は取らないでください。
- 🍎 土や石の持ち出しはしないでください。
- 🍎 焚き火、バーベキューなど山火事の原因となることはしないでください。
- 🍎 キャンプはしないでください。
- 🍎 犬連れの方は、糞を持ち帰り、犬を放つことはしないでください。
- 🍎 ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 🍎 多数で利用する場合や山菜・きのこを取る場合などは、マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。

その他

市の行事などでは、「木を切る」、「植える」など、利用ルールの禁止事項を行うことができますので、事前に下の問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ】

長野県 茅野市役所 生活環境課 環境保全係

電話番号：0266—72—2101(内線266)

ファクス：0266—82—0234

E-mail：seikatsukankyo@city.chino.lg.jp